

## 6. 研究者を支える研究費の動向

# 図6-1 / 国立大学法人（90法人）の財務状況の変化（経常収益の決算額）

○平成24年度の国立大学の基盤的経費（運営費交付金）は、平成16年度と比較して減少。

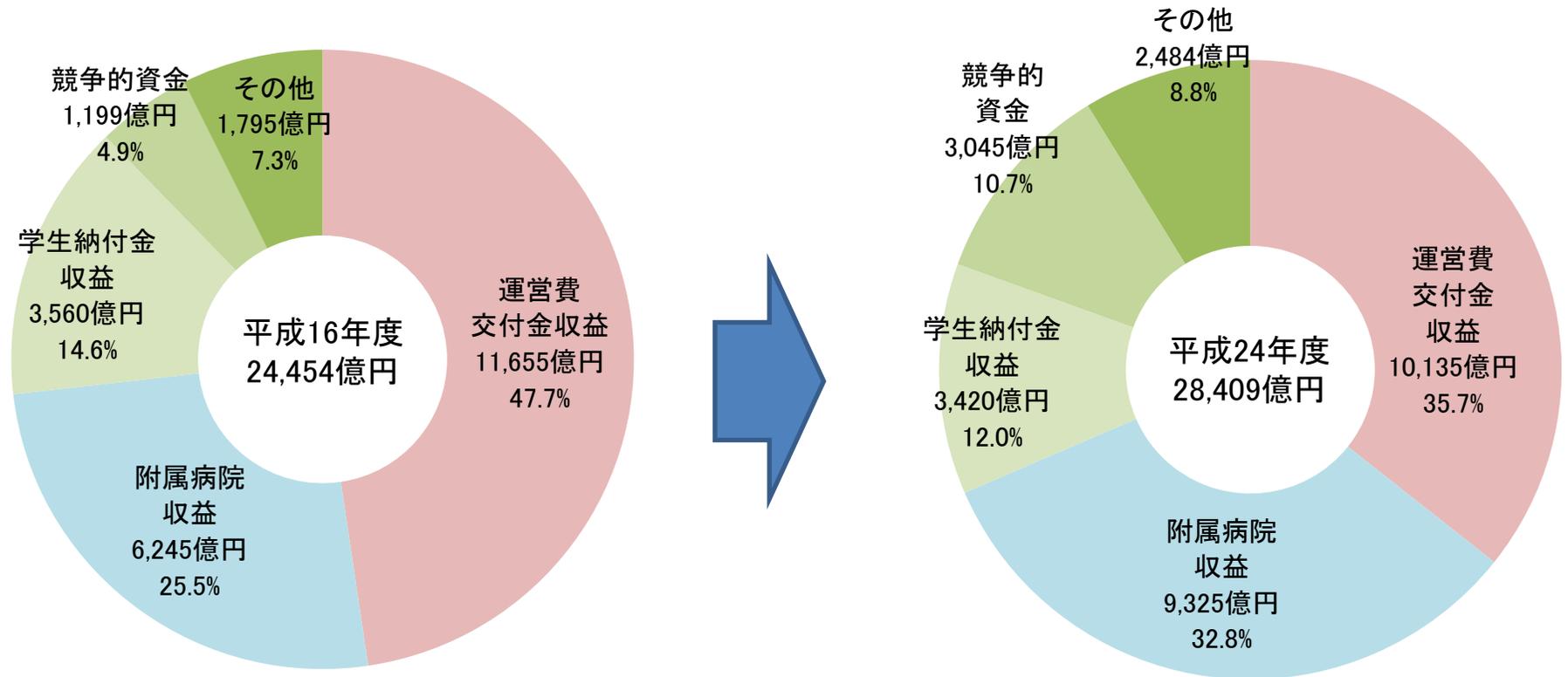
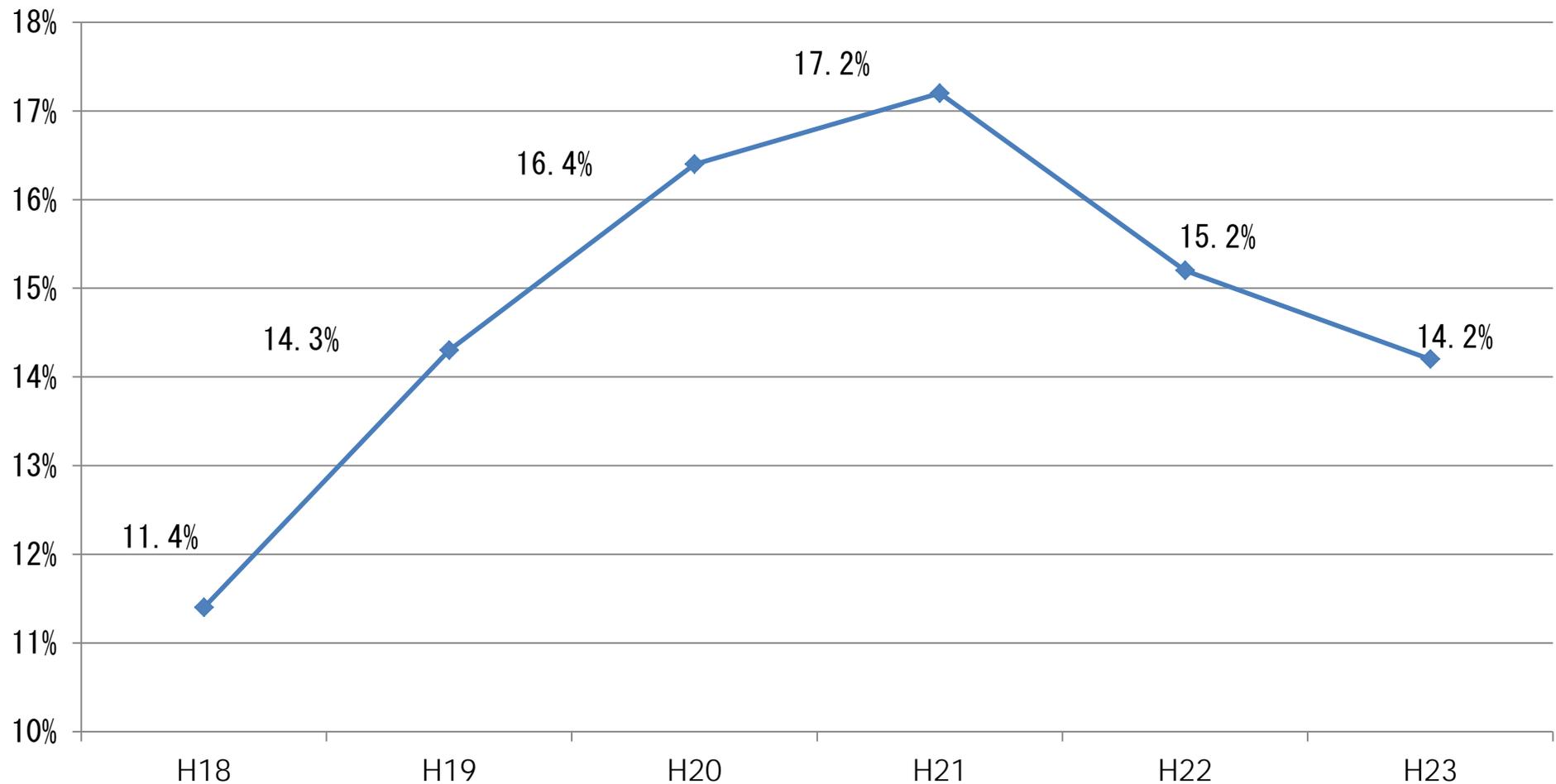


図6-2 / 外部資金の間接経費率の推移 (RU11)

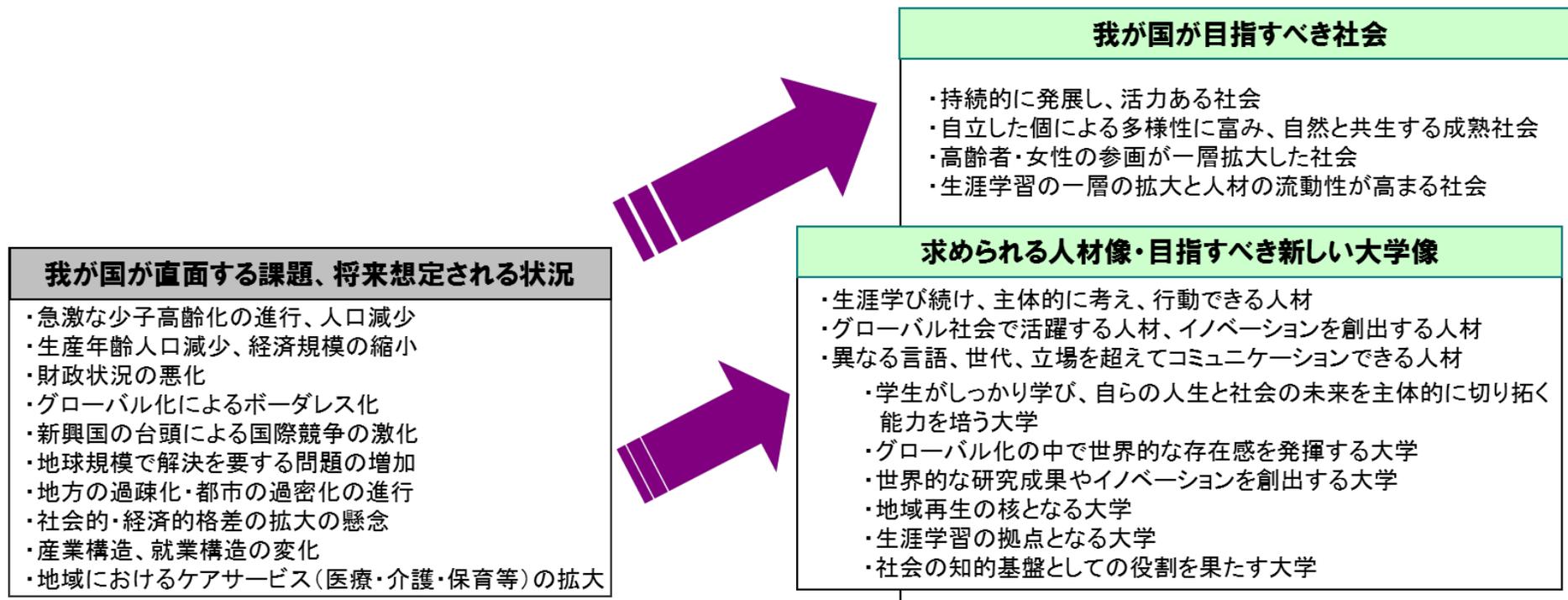
○公募型の競争的経費全体に占める間接経費の割合は減少傾向。



出典：学術研究懇談会「日本の国際競争力強化に研究大学が貢献するために（提言）」（2013年5月）

## 7. 大学の競争力強化

# 図7-1 / 社会の変革のエンジンとなる大学～大学改革実行プラン～



## 大学改革の方向性

### 「大学ビジョン」の策定

#### I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

- ① 大学教育の質的転換と大学入試改革
- ② グローバル化に対応した人材育成
- ③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community) 構想)
- ④ 研究力強化: 世界的な研究成果とイノベーションの創出

#### II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

- ⑤ 国立大学改革
- ⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備
- ⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施
- ⑧ 大学の質保証の徹底推進

## 図7-2 / 改革加速期間中（平成25年～27年度）の国立大学の機能強化の取組

### ミッションの再定義

各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理・公表

### 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- 機能強化のための改革の取組（組織再編、予算、人材や施設・スペース等の資源再配分）を国立大学法人運営費交付金等により重点支援
  - 各大学の改革の取組を第2期中期計画に反映
- 各大学の取組への配分及び影響額を3～4割に

グローバル化

### 国際水準の教育研究の展開 積極的な留学生支援

- 海外大学のユニット招致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用、英語による授業拡大等の国際化を断行する大学を重点支援
- 日本人学生等の海外留学を支援する官民が協力した新たな制度の創設
- 重点地域等を設定し、外国人留学生を戦略的に受入れ
- 海外拠点を活用した現地選抜、渡日前入学許可を促進する仕組みの構築

イノベーション創出

### 大学発ベンチャー支援 理工系人材の戦略的育成

- 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 第185回臨時国会で産業競争力強化法が成立、平成26年4月1日施行
- 理工系人材育成戦略の策定
- 平成26年夏（近日中）公表予定

### 人事・給与システムの弾力化

- 国立大学法人運営費交付金の必要額を確保した上で退職手当にかかる配分方法を早期に見直し、競争的資金における間接経費の確保
  - 改革の取組への重点支援に際して、年俸制等の導入を条件化、適切な業績評価体制の確立
  - シニア教員から若手・外国人へのポスト振り替えを積極支援
- 1万人規模で年俸制・混合給与を導入
- 若手・外国人に対し、1,500人の常勤教員のポストを政策的に確保することを目指す

### ガバナンス機能強化

第186回通常国会で、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日施行

### 評価の体制強化

国立大学法人評価委員会の評価体制の強化（産業界等大学関係者以外からの委員増等）、先進的取組の積極的発信 等

## 図7-3 / 国立大学改革プラン（概要）

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

### 改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

### 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
  - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
  - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるP D C Aサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

### 各大学の機能強化の方向性

#### 世界最高の教育研究の展開拠点

- 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

#### 全国的な教育研究拠点

- 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- 世界に開かれた教育拠点
- アジアをリードする技術者、経営者養成

#### 地域活性化の中核的拠点

- 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

### 当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留學生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の改正

#### <副学長の職務について>第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

#### <教授会の役割について>第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

#### <学長選考の基準・結果等の公表について>第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

#### <経営協議会>第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

#### <教育研究評議会>第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

#### <その他>附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずるべく、法改正。

## ○ 主な改正内容

### ①労働契約法の特例（※大学教員等任期法もあわせて改正）

- ・ 大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長。
- ・ 民間企業の研究者等で、大学等及び研究開発法人との共同研究に専ら従事する者も、上記と同様の扱い。

### ②研究開発法人の行う出資業務等

- ・ 出資等を行うことができる法人として、JST、産総研、NEDOを別表に規定。
- ・ 関係省庁、関係機関、民間団体等の連携協力体制整備について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

### ③新たな研究開発法人制度の創設

- ・ 独立行政法人制度全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。

### ④我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分

- ・ 我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究の重要性にかんがみ、必要な資源配分を行う。また、我が国及び国民の安全の基盤をなす科学技術については、安定的な配分を行うよう配慮。

### ⑤研究開発の国際水準を踏まえた専門的評価

- ・ 研究開発等の適切な評価を、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて行う。

### ⑥研究の実態に合わせた調達

- ・ 研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を研究開発法人等が行えるよう必要な措置を講じる。

### ⑦イノベーション人材の育成

- ・ イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するため、必要な施策を講じる。

### ⑧リサーチアドミニストレーター制度の確立

- ・ 研究開発等に係る企画立案、資金確保、知財の取得・活用その他の研究開発等の運営・管理に関する業務に関し、専門的知識・能力を有する者の確保のため、必要な措置を講じる。

### ⑨研究評価や「目利き」についての専門人材の育成

- ・ 研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材確保のため、必要な施策を講じる。

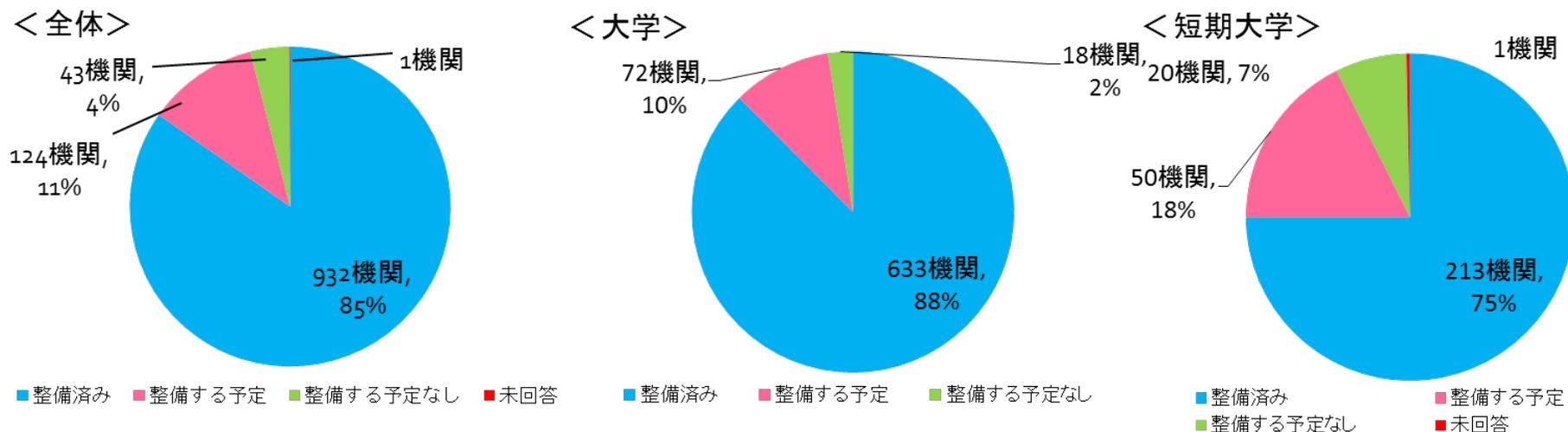
○ 施行期日 ①労契法の特例及び②研発法人の行う出資業務等は、平成26年4月1日。その他は公布日（平成25年12月13日）。

## 8. 研究不正行為への対応

図8-1 / 大学等の研究機関の取組状況について（調査結果-1）

○調査対象機関の90%以上は、研究活動における不正行為に関する規程を既に整備している、あるいは整備する予定となっている。

○規程の整備状況



○調査期間 平成25年1月11日～28日

○調査対象 大学及び文部科学省所管の研究機関等  
1,236機関

○回収率 89% (1,100/1,236機関)

図8-2 / 大学等の研究機関の取組状況について（調査結果-2）

- 調査対象機関の約90%は、告発等の受付窓口を設定しているが、そのうち約83%は告発等を受けた実績がない。
- 調査対象機関の約84%は、不正行為に関する調査の実施や不服申立てへの対応のための体制を整備しているが、短期大学においては、整備状況がやや遅れている。

### ○告発窓口の設置状況

		(機関数)			
		大学	短期大学	その他	計
設置済み		670	234	89	993
	うち、告発等受付実績あり	72	3	9	84
	うち、告発等受付実績なし	545	213	69	827
	うち、告発等受付実績未回答	53	18	11	82
設置する予定	44	36	1	81	
設置する予定なし	9	14	3	26	
合計		723	284	93	1100

### ○不正行為に関する調査等の実施のための体制整備の状況

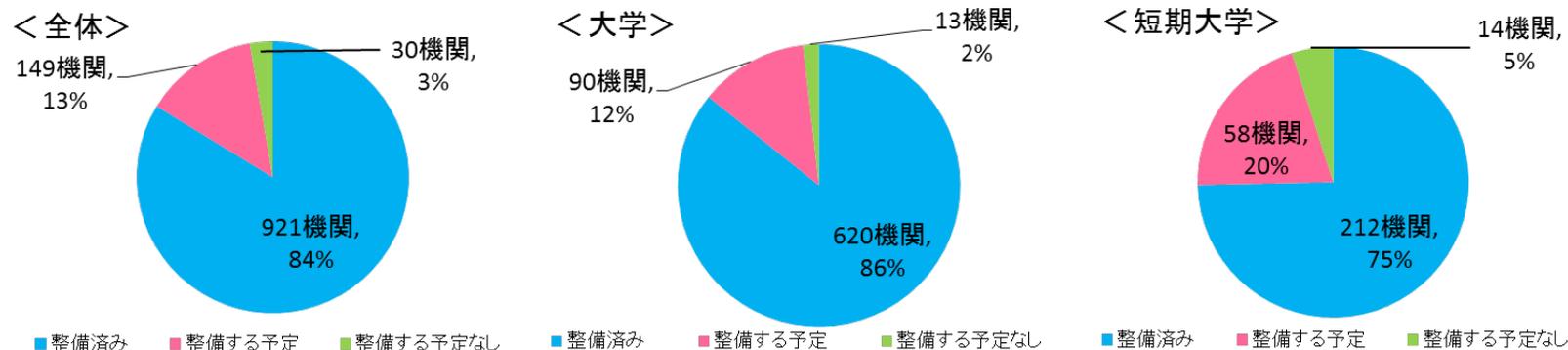
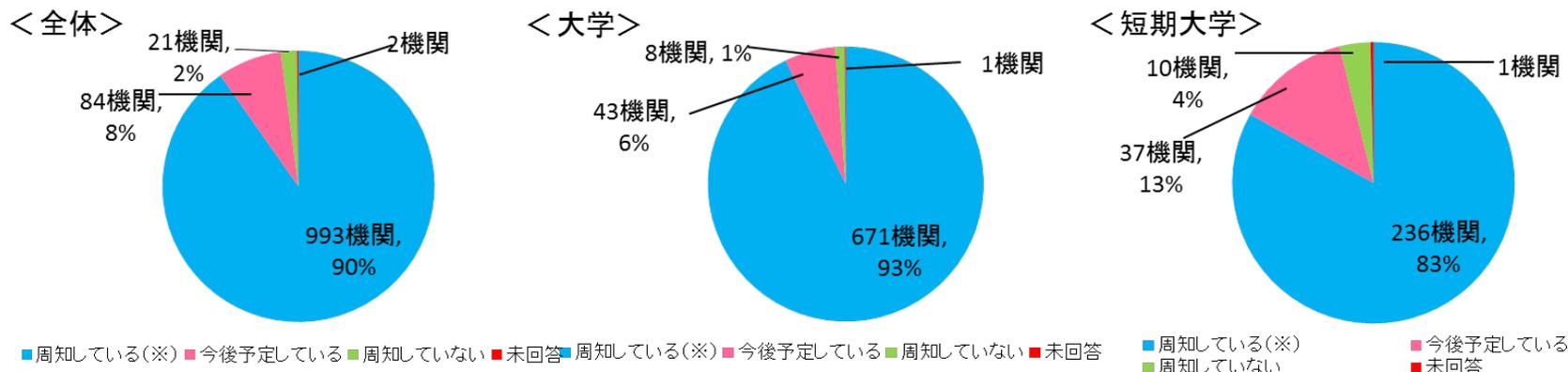


図8-3 / 大学等の研究機関の取組状況について（調査結果-3）

○調査対象機関の約90%は、研究活動における不正行為に関する規程や告発窓口の設置場所等について、機関内の教員等に周知を行っている。

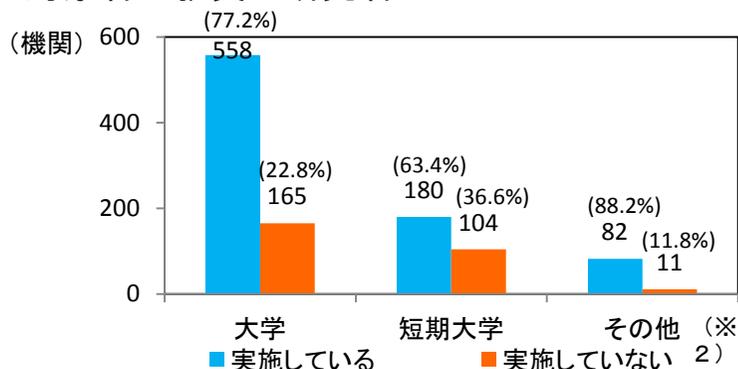
○特に、学生を対象とした研究者倫理の向上のための取組を実施していない機関が多い。



(※) 「周知している」には「規程を整備した際や窓口を設置した際に周知している」も含む。

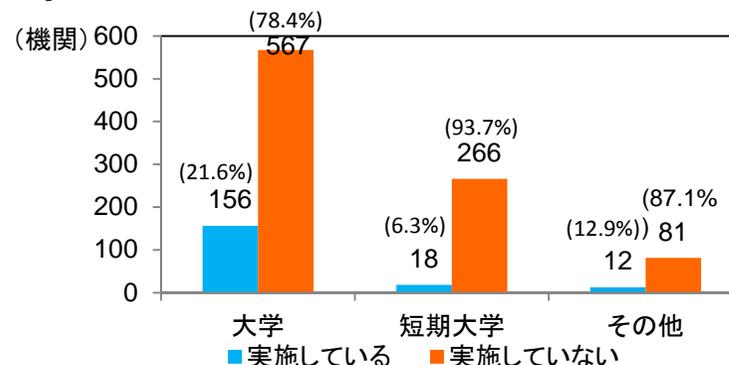
### ○研究者倫理の向上のための取組（※1）の実施状況

<対象者：教員・研究者>



(※1) 研修会やパンフレットの配布等

<対象者：学生>

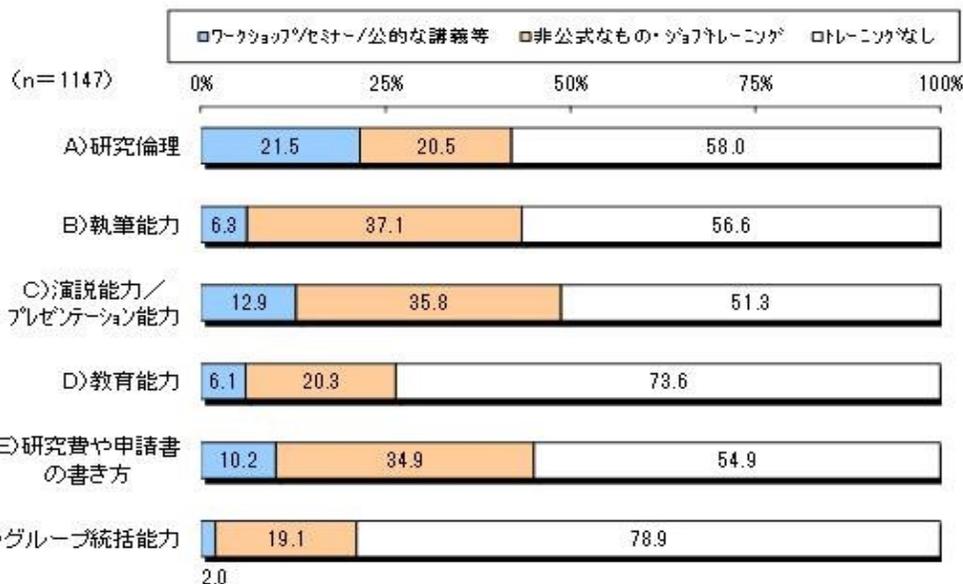


(※2) 「その他」は大学・短期大学以外の調査対象機関

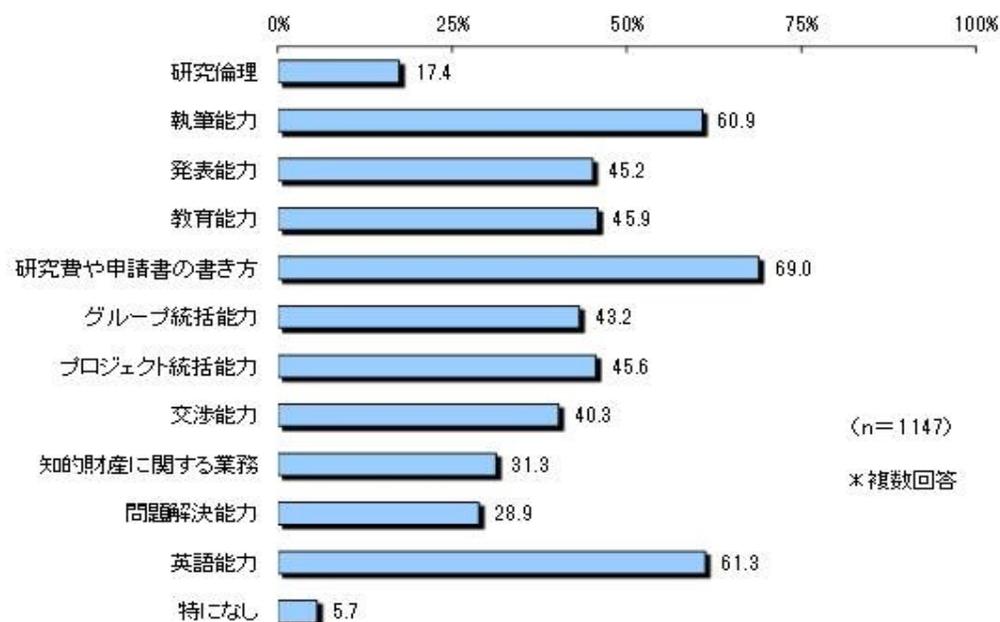
## 図 8 - 4 / 若手研究者の研究倫理の習得状況等

- 平成23年の調査時点で、研究倫理を学んだことのある若手研究者は半数に満たない。また、研究倫理に関してトレーニングを受けたいと思っている者の割合が低く、研究倫理に対する意識が低い傾向が見られる。
- 平成25年に日本分子生物学会が実施した研究倫理と不正に関するアンケート結果では、研究不正を減らすための対策として教育が必要と回答した若手研究者の割合は、助教・助手で47.3%、ポストドクターで45.5%と、いずれもほぼ半数であり、平成23年時と比較して、研究倫理に対する意識が徐々に高くなっているものの、十分ではない。

a. 現職の期間中にどのようなことを学んだか



b. 公式なトレーニングを受けたいと思う事項



出典：日本学術会議 基礎医学委員会 提言「生命系における博士研究員（ポスドク）並びに任期制助教及び任期制助手等の現状と課題」（平成23年9月29日）  
 特定非営利活動法人 日本分子生物学会「第36回日本分子生物学会・年会企画アンケート集計結果」（平成25年8月）

## 背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめ(平成25年9月)、及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

### 見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、**今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化**

〔 赤字: 新たなガイドラインで規定  
黒字: 従来のガイドライン規定を踏襲 〕

## 新ガイドライン

### 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### 【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

#### 【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

#### 【大学等の研究機関の管理責任】

●上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆ 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆ 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
- ◆ 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言(メンターの配置等)

## 第2節 不正行為の事前防止のための取組

### 【不正行為を抑止する環境整備】

#### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

#### 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

### 【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

## 第3節 研究活動における特定不正行為への対応(組織の管理責任の明確化)

### 【対象とする不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用(注：従来どおり)

### 【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
  - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
  - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
  - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

### 【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
  - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
  - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安の設定
  - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
  - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保
  - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

#### 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

##### 【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還(※)
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限(※)

(※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。)

##### 【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

###### 1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

###### 2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

#### 第5節 文部科学省による調査と支援

##### 【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

##### 【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

##### 【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

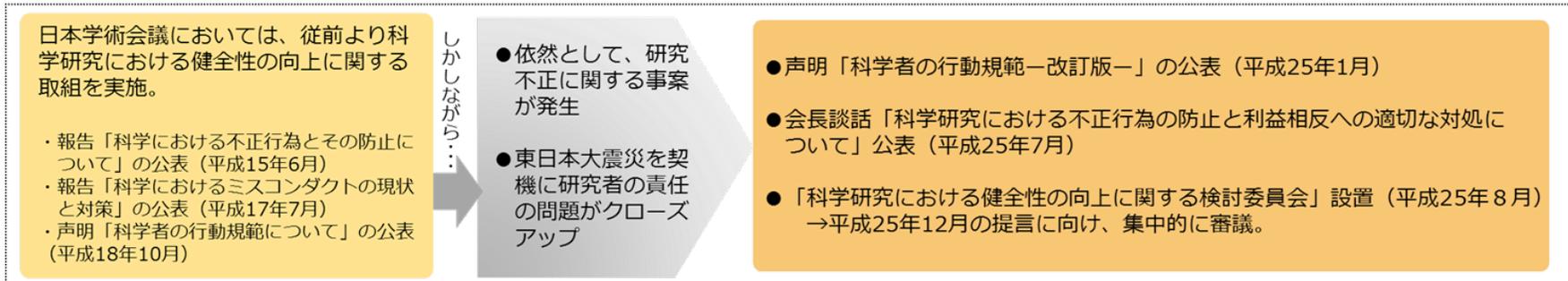
##### 【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

#### 今後の予定

- 新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備(規程・体制整備など):「**集中改革期間**」
- 新ガイドラインの適用:平成27年4月1日

# 図8-8 / 「研究活動における不正の防止策と事後措置～科学の健全性向上のために～」について



## 「研究活動における不正の防止策と事後措置～科学の健全性向上のために～」

研究不正を防止するための実効性ある措置として、以下のような取組の実現を提案。

### ●事前防止策

- ①行動規範教育の普及啓発活動
- ②行動規範に基づく研修プログラムの作成
- ③研究機関における研修プログラムによる行動規範教育の必修化
- ④競争的資金申請時等における行動規範教育既修の義務化
- ⑤競争的資金に基づく雇用時の行動規範教育既修の義務化
- ⑥競争的資金による研究助成に基づく契約時の誓約書提出
- ⑦研究機関及び科学者コミュニティにおける組織ガバナンスの確立
- ⑧研究機関における不正への対応等に係る調査
- ⑨データの保存及び公開

### ●事後対応策

- ・研究機関における対応措置の強化
  - 当該研究機関において第三者委員会（外部有識者が半数以上）を設置して速やかに処理
  - 公益通報受付機関を設置
- ・研究不正に関する第三者機関
  - 当該機関における対応が不十分である場合、外部の科学者コミュニティに第三者機関を設置
- ・研究不正事案の公表
  - 研究不正事案を公開して再発防止に努めるとともに、研修プログラムの拡充に活用

### 提言

#### 研究者

高い倫理性をもって誠実かつ謙虚に科学研究を遂行

#### 研究機関

・倫理綱領、行動規範を制定・整備し普及、浸透  
・申立て受理、審理、裁定の手續を明確化・周知

#### 研究資金配分機関

・研究機関・組織における手續の規程や実施を監視  
・研究不正が生じた場合の最終的判断と必要な措置

#### 科学者コミュニティ

- ・研究機関・組織による研究不正の調査に専門家を派遣
- ・発生した研究不正の学問上意味や重みについての見解の提示

#### 《日本学術会議の役割》

- ・「科学者の行動規範-改訂版」の普及、研修プログラムの作成支援
- ・科学者コミュニティのガバナンス確立に対する助言と支援
- ・第三者委員会及び第三者機関の求めに応じた専門家の選定・派遣